



「ふらっと」とは…

男女の差別がなくなり、処遇的にも、社会的にも均衡な、フラットな状態をめざすという意味をこめています。

防災について考える

～もしも災害が起こり、避難所生活を余儀なくされたら～

男女共同参画の視点を認識した防災とは

今年4月14日以降、前震・本震・余震と相次いで熊本地方に地震が発生しました。

この度の災害により、亡くなられた方々の御冥福をお祈りします。また、被災された方々に対して、心よりお見舞いを申し上げ、被災地域の日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

さて、5年前の東日本大震災他、近年の大震災の経験から今回の熊本地震では、防災や被災者の支援活動において、「男女共同参画の視点」が必要であることが認識されています。

まず、東日本大震災の状況を振り返ってみます。

東日本大震災時の避難所の状況

緊急避難所で指摘されたことの一つに、滞在期間が長期化したことにより被災者の要望の変化に対応しきれず生活環境の改善が遅れたことがあります。

備蓄・支援助資に対する男女差

避難所で生活する皆さんに「困っていること」についてアンケートを取ったところ、着替えの不足、シャワーがあまりできない等の衛生面や、ライフラインの未整備は

男女共に多い意見でした。

しかし、支援助資については、男女差があることが分かりました。

特に、生理用品、紙おむつ、粉ミルク、離乳食、化粧品等については女性の要望が多いにも関わらず取り上げられていなかったのです。



男性中心の避難所設営体制

先の一因として避難所の運営担当者のほとんどが男性で、女性の要望や意見が重視されず、配慮が十分でなかったことが挙げられています。

また、女性用物資が不足しているも、女性が男性の避難所運営担当者に要望することをためらってしまうという問題点もありました。

避難所では、一人当たり一畳にも満たない生活空間のためプライバシーが保てない状況の中での長期間生活に、肉親や家をなくした喪失感や周りのちよつとした言葉でイライラして、被災者は大きなストレスを抱えていったようです。

災害時に改めて認識された課題

東日本大震災の被災地支援では次の人たちが特に困難な状況を抱えていたようです。

- ・ 病気の子を持つ親
- ・ 発達障害など外見からは分かりにくい状況にある人
- ・ 性同一性障害を有する人
- ・ 日本語が十分に理解できない外国人

また、配偶者による暴力の被害者が、避難者名簿に名前を記載されたことで加害者に居所を知られてしまうといった問題や、震災による妻との死別で父子家庭となった男性への育児面での生活支援の重要性なども浮き彫りになりました。

課題を今後に生かすために

熊本地震発生直後の4月15日、国は東日本大震災の経験を生かし、熊本県や熊本市に次のような依頼をしました。

【概要】

被災地での避難生活が安全・安心なものとなるために、被災者の肉体的・精神的負担を緩和することが重要です。

特に女性や子育て中の家庭に配慮してください。そのために、避

難所の整備・運営については、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取り組み指針」（平成25年5月内閣府作成）や避難所チェックシートを活用して行ってください。



※次のシートが男女共同参画の視点を生かした安全で安心した避難所生活を送るための「避難所チェックシート」（簡易版）です。

- 女性や子育て家庭に配慮した避難所が開設されていますか
- 異性の目線が気にならない干し場、更衣室、休養スペース等
 - 授乳室
 - 乳幼児のいる家庭用エリア
 - 女性トイレ・女性専用スペースの女性用品常備
 - 安全で行きやすい場所の男女別トイレ（鍵を設置）・入浴設備の設置

男女共同参画の視点に配慮した避難所の運営管理がされていますか

- 管理責任者への男女両方の配置及び自治的な運営組織の役員へ女性の参画の確保
- 女性用品（生理用品、下着等）の女性の担当者による配布
- 配偶者からの暴力（DV）被害者等の避難者名簿の管理徹底
- 女性や子育て家庭の意見及びニーズの把握

※詳しくは、内閣府のホームページ「防災情報ページ」をご覧ください。

日頃から準備しておきたい人・物・心

多様な人の声に耳を傾ける

男性、女性、高齢者、障害者、外国人、性的少数者の人など、それぞれの立場の人とのコミュニケーションを取り合い、それぞれの立場の人の人権に配慮する意識を広げておきましょう。

非常持ち出し袋に必要な物

自分の日常生活の中で最低限必要な物を考えて準備しておきましょう。過去に、大人用おむつが無くて困ったという事例がありました。

人間として大事な排泄については、食えること以上に気にかけてなければなりません。

普段の人間関係の構築を

普段できないことは災害時にはなかなかできません。そのため、普段からあいさつを交わし顔見知りになっておくことが大事です。

また、避難所の運営は、基本的には避難者自身で行うことが理想です。公助はすべてには無いと思い、自助と共助で事態に備える必要があるのです。

防災士の養成などで地域防災力を向上

防災の知識・技術に加えて、多様な人に配慮できる防災士を養成しましょう。男女共に防災士が増えていくことにより、地域や職場で防災リーダーとして活躍する人が増え避難所運営などでも携わることができ、防災力の向上につながっていくのです。

防災会議・消防団・自治委員等への女性の参画を推進し、男女が共に支え合う地域づくりに努めましょう

ちくく参画の翼

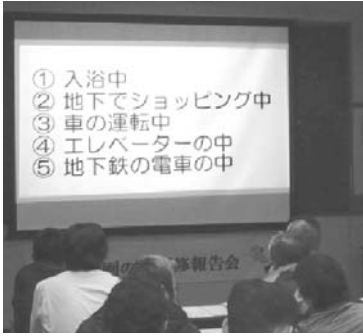
筑後市消防団女性消防団員
からの報告



去る3月29日、「ちくく参画の翼」事業報告会（27年度事業）が行われました。

筑後市消防団で活躍する女性消防団員のうち6人が、飯塚市消防団を視察。女性消防団員との意見交換や防災についての研修を行い、その研修結果を報告しました。その中で「地震が起きた時どうする」といつことで、入浴中、地下でショッピング中ほか色々な場面を想定して会場の参加者にも質問するなど一緒に研修を受けている雰囲気の中で報告会となりました。

最後に、男女共同参画の視点を持ち「女性消防団員だからこそ」できる活動を展開していくことが述べられました。



報告会の風景

男女共同参画に関する 人権セミナーのお知らせ

〈女性の人権〉

〔テーマ〕

「女性の立場から見た防災」

〔期日〕9月6日（火）

〔講師〕渡辺喜美さん

（防災士・ちくく手をつなごう絆の会）

〈性的少数者の人権〉

〔テーマ〕

「?性同一性障害って何?」

「性同一性障害当事者が抱える

悩みと現状について」

〔期日〕10月25日（火）

〔講師〕黒部美咲さん

（日本性同一性障害とともに生きる人々の会
九州支部長）

※いずれも

〔時間〕午後7時30分

〔場所〕中央公民館（サンコア）

男女の役割を性別によって固定的にとらえる慣行や制度、差別や偏見、暴力など今なお多くの課題が残っています。

「人権セミナー」では様々な立場のひとの人権問題について8回シリーズで学習します。

詳しくは広報ちくく8月1日号
でお知らせし
ます。皆様
の参加をお待
ちしています。



PRキャラクターはね丸

ひとりで悩んでいませんか

～プライバシー（秘密）は必ず守ります。安心してご相談ください。～

□女性の悩み相談電話

☎0942-54-2600 月～金（8：30～17：15） ※祝日・年末年始を除く

□配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力相談専用電話）

☎0943-23-7520 月～金（8：30～17：15）※祝日・年末年始を除く

□福岡県配偶者からの暴力相談電話

☎092-663-8724 月～金（17：00～24：00） 土・日・祝日（9：00～24：00）※年末年始を除く

□福岡県あすばる女性相談ホットライン

☎092-584-1266 月～金（9：00～17：00）

※ 金曜日は夜間も相談できます18：00～20：30（8月13日から15日及び年末年始を除く）

□性暴力被害者支援センター・ふくおか

☎092-762-0799 24時間・365日（年中無休）

□よりそいホットライン

☎0120-279-338 24時間通話料無料

◎音声ガイダンスが流れます。相談したいことを選んでください。（DV・性暴力に関する相談は③番）

※通話による聞取りが難しい方はファクシミリでのご相談もできます。FAX03-3868-3811

■レディース法律相談 毎月第3金曜日 17：30～19：30（1人30分）

要予約：☎0942-65-7051

◇男性DV 被害者のための相談ホットライン【平成28年7月1日開設】※祝日・年末年始を除く

☎092-571-1462 毎週水・木曜日（17：00～20：00） 毎週金曜日（12：00～16：00）

◆福岡県弁護士会の無料法律相談

☎0570-783-552（なやみここに） 配偶者・同居のパートナー（いずれも解消後を含む）から暴力・脅迫を受け、さらに生命・身体に危害を及ぼす暴力を受ける恐れのあるケース（初回面談30分）

緊急の場合は110番、または最寄りの警察署（筑後警察署0942-52-0110）



おすすめ図書

◆2冊とも筑後市立図書館で借りることができます。



前傾姿勢で

いいじゃない

～子育て、起業、

いま女子大生

太刀山 美樹 著

西日本新聞社

著者は筑後市出身で、現在テレビにも出演中。

思い立ったら即行動、失敗や挫折は当たり前。

お金も人脈もなくゼロから起業した主婦が結婚や育児、仕事について、明るく語ります。座右の銘は「来た球は打つ」

とにかく、元気をもらえる1冊です。



パパの働き方が

社会を変える！

吉田 大樹 著

労働調査会

日本の社会は、依然働き過ぎと言われています。長い時間、仕事に従事することが、成果になることは限らないのは周知の事実です。そこで、やっぱり子どもたちにパパが楽しむ生き方を見せたいですよね。

そこで、どうすればパパが笑顔で働くことが出来るか・・・。

そっか！そっか！と頷き、自分が変わり、社会も変えるために、パパの働き方を提案します。



福岡県「子育て応援宣言企業」登録制度

～従業員を大切にしたい、子育て応援宣言であらわす制度があります～

「子育て応援宣言企業」登録制度について

◆いま、仕事と家庭の両立が求められています。

育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法など子育てを支援する法律や制度の整備は進んでいるものの、働く女性の7割が未だに出産・育児を機会として退職している現状があります。

育児休業などの規定はあっても、実際に使わなければ意味がありません。

◆元気な従業員が増えると企業は伸びます！

従業員が、育児や介護で仕事を休むことに対して「職場に迷惑がかかるから」「育児休業が取れるような雰囲気ではない・・・」などと思う職場環境では仕事を続けていける自信は無くなります。

そこで

企業・事業所のトップの皆さんが、従業員の仕事と子育ての両立を支援することで次のようなメリットがあります。

- ①職場の理解と応援で仕事も子育ても楽しくなります。
- ②仕事を辞めることなく、職業経験を活かし働き続けることが出来ます。
- ③従業員は元気になります。
- ④企業も伸びていくことが出来ます。



筑後市の6月末現在の登録数 **57件** です。

※詳しくは 福岡県の「福岡県子育て応援宣言」のホームページをご覧ください。



第43号 平成28年7月15日

発行／筑後市 編集／筑後市男女共同参画推進室

〒833-8601 筑後市大字山ノ井898 TEL 65-7051(直通) FAX 54-0336

E-mail danjo@city.chikugo.lg.jp